

## 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢保険料の減免 税務課 問22-1313

### ■通知書がお手元に届いてから手続きになります

次のいずれかに該当する方は、令和2年2月1日以降に納期限が到来する平成31年度（令和元年度）および令和2年度分の税金・保険料に対し、前年の所得額に応じて一定の割合を減免します。

また、職場の倒産や解雇、雇い止めがあった方のうち、雇用保険を受給される方には非自発失業による国民健康保険税の軽減制度もあります。

### ■対象者（次の①②のいずれかを満たす方）

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
  - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入が前年よりも3割以上減少することが見込まれる場合
- ※収入が年金のみまたは無収入の場合は②には該当しません。

※②の申請には収入の状況が分かる資料が必要です。詳しくはお問い合わせください。

■申請方法 7月に届く通知書到着後から受け付けとなります。

## 子育て世帯への臨時特別給付金 子ども家庭課 問22-1363

### ■申請手続き不要（公務員の方を除く）

国の緊急経済対策として、児童手当（特例給付を除く）を受給する世帯に対し、給付金を支給します。申請は不要です。

■支給額 児童1人あたり1万円

■対象者 ・令和2年4月分の児童手当の支給を受けた受給者  
・令和2年4月で新高校1年生の子がいる受給者

■支給方法 児童手当登録口座に6月下旬に振り込み予定

※公務員の方は、所属庁の証明を受けた上で申請が必要となります。11月30日までに提出してください。

## 新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ（徴収猶予の特例制度） 収納管理室 問22-1318

### ■法人向け（法人市民税・特別徴収）の税についても該当します

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった方で、次に該当する方は、1年間、担保の提供不要で、延滞金がかからない市税の徴収の猶予を受けることができる特例制度が設けられました。

### ■対象者（次の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者）

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
  - ②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること
- ※「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断は、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況を配慮し適切に対応します。

### ■対象となる税

・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税

### ■申請方法

6月30日までに納期限が到来するものは6月30日まで、それ以降のものについては納期限まで申請が必要です。申請書のほか、収入や預貯金の状況が分かる資料の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

## 新型コロナウイルス対策支援情報

### ■新型コロナウイルス対策室を新設しました

本市では、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策などの情報収集、関係部門との連携強化や調整を行い、業務の迅速化を図る体制を強化するため、「新型コロナウイルス対策室」を5月1日に設置しました。

現在実施している、特別定額給付金に関する事務や、市独自の緊急経済対策に関する事務などを行っています。

### ■特別定額給付金コールセンターを設置しました

市では1人あたり10万円を支給する「特別定額給付金」に関するお問い合わせに対応するため、専用コールセンターを開設しました。

●電話番号 26-8180

●開設時間 平日8時30分から17時15分

### ■支援情報

本市が行っている支援制度を個人向け、事業者向けごとに掲載しています。制度の詳細は、市のホームページで確認いただくか、各担当課へお問い合わせください。

### ■個人向け支援策

## 特別定額給付金 特別定額給付金コールセンター 問26-8180

### ■給付を受けるには申請が必ず必要です

国の緊急経済対策として、1人あたり10万円の特別定額給付金を支給します。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則として郵送もしくはオンラインで申請できます。

郵送の場合は、本市から世帯主あてに申請書を郵便で送付していますので、ご確認の上手続きをお願いします。

■支給額 1人あたり10万円（世帯全員分を世帯主の口座に振り込みします）

■対象者 令和2年4月27日現在で白石市の住民基本台帳に登録されている人

### ■申請方法

- ①郵送申請 郵送された申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、市役所に郵送  
・添付が必要な書類 ①世帯主の本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）  
②受取口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- ②オンライン申請 総務省が運営するWEBサイト「マイナポータル」からオンラインで申請（マイナンバーカードが必要）

■申請期限 8月20日(木)

※詳細は市からお届けした申請書同封の「特別定額給付金についてのお知らせ」をご覧ください。

※申請書が届いていない場合は「特別定額給付金コールセンター」にお問い合わせください。